

給水装置はあなたの財産です。

●給水装置の管理は所有者が行う

道路に埋めてある水道管（配水管）から分かれて、各家庭に引き込まれている水道管（給水管）とこれに直結する蛇口や水止め栓、給湯器などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼んでいます。

給水装置は建物の所有者が設置したもので、所有者の財産です（水道メーターは除く）。したがって、維持管理は所有者が行い、それにかかる費用は、所有者が負担することになります。

ただし、本市では、配水管から分かれた部分より水道メーターまでは、水道事業体（市）が管理し費用を負担します。

●給水装置の工事は指定工事業業者へ

給水装置に関しては、その構造及び材質に関する基準が政令に定められており、基準に適合した製品を使用する必要があります。この基準に適合している事を確保するため、市の指定を受けた給水装置工

事事業者が皆様の委託を受けて、給水装置工事を施工することになります。

この指定給水装置工事業業者でない者が施工した場合には、給水を受けられない場合があります。

●ああ、水が止まらない！

給水装置の仕組みを知っていればあわてることはありません。まず、水止め栓を廻して水を止めましょう（レバーの場合は反対側に倒します）。

そのうえで故障の内容を点検し、指定給水装置工事業業者へ修理を依頼しましょう。なお、蛇口のこまの取り替えなど簡単な修理はご家庭でもできます。

